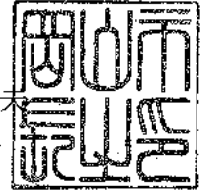


岡山市告示第 420 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 5年 5月22日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 指定する区域

岡山市東区西大寺上一丁目359番2, 359番3, 359番5, 359番11, 359番1.2の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(別図) 指定する区域

北緯 34°39' 25.23"、東経 134°01' 51.79"を起点とし、単位区画の回転角度は時計回りに 0°である。

